

30 施施助第 14 号  
平成 31 年 1 月 31 日

各都道府県教育委員会施設主管課長 殿

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長

浅野 敦 行

(印影印刷)

「子育て安心プラン」に基づく小学校の余裕教室等を活用した  
保育所等の整備について（通知）

平成 29 年 6 月 2 日に公表された「子育て安心プラン」においては、2020 年度末までに全国の待機児童を解消することが急務とされており、その対策の一つとして「学校等の余裕教室等の活用」が盛り込まれております。「子育て安心プラン」を確実に実現するため、改めて、平成 31 年 1 月 25 日、厚生労働省から文部科学省に対し、別紙「小学校の余裕教室等の活用について（協力依頼）」のとおり、小学校の余裕教室等の保育所等への活用について協力依頼がありました。

貴都道府県教育委員会におかれましては、これまでも小学校の余裕教室等の活用に当たり、「小学校の余裕教室等を活用した保育所等の整備について（通知）」（平成 28 年 9 月 9 日付け 28 施施助第 9 号文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課長通知）や、「「子育て安心プラン」に基づく小学校の余裕教室等を活用した保育所等の整備について（通知）」（平成 29 年 10 月 13 日付け 29 施施助第 10 号文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課長通知）においても依頼しているとおおり、児童福祉主管部局及び関係部局（以下「児童福祉部局等」という。）と連携・協力し、その有効活用と手続の円滑化などに取り組んでいただいているところですが、待機児童解消に向け、下記の事項について、引き続き特段の御配慮をお願いするとともに、域内市区町村に御周知願います。

記

小学校の余裕教室等を活用した保育所等の設置に係る児童福祉部局等からの相談に引き続き積極的に対応するとともに、普段から小学校の余裕教室等に関する情報を提供するなど連携・協力を努めること。

その際、「余裕教室の有効活用 ～余裕教室活用事例～」（文部科学省・厚生労働省発刊）、  
「余裕教室を活用した保育所整備について」（国立教育政策研究所文教施設研究センター発

刊) 等により小学校の余裕教室等を活用した取組事例を紹介しているのを、参考とされた  
い。

なお、国庫補助を受けて整備された学校施設を他の施設へ転用等する場合は、財産処分  
手続が必要となるが、これについては、「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承  
認等について（通知）」（平成 31 年 1 月 7 日付け 30 文科施第 391 号文部科学省大臣官房文  
教施設企画・防災部長通知）等において大幅に簡素化・弾力化しており、学校施設の有効  
活用が容易となっている。

（参考）「子育て安心プラン」（平成 29 年 6 月 2 日公表）（抄）

1. 保育の受け皿の拡大

○国有地、都市公園、郵便局、学校等の余裕教室等の活用

（4）学校等の余裕教室等の活用

- ・文部科学省から各自治体教育委員会に対し、自治体の保育部局への余裕教室等に  
関する情報提供や連携・協力について依頼する。

【参考となる報告書・パンフレット等】

○「余裕教室の有効活用 ～余裕教室活用事例～」

（平成 22 年 3 月，文部科学省・厚生労働省）

[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2014/08/  
08/1286105\\_4.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/08/08/1286105_4.pdf)

○「余裕教室を活用した保育所整備について ～学校施設の有効活用に関する調査研究報告  
書～」

（平成 24 年 9 月，国立教育政策研究所文教施設研究センター）

<https://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/hoikusyo.pdf>

○「子供と地域を元気にする余裕教室の活用」

（平成 26 年 8 月，文部科学省）

[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2014/08/  
12/1286105\\_5.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/08/12/1286105_5.pdf)

○「学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について ～学びの場を拠点とした  
地域の振興と再生を目指して～」（事例 p. 25～26 等）

（平成 27 年 11 月，学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議）

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shisetu/013/toushin/1364500.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/013/toushin/1364500.htm)

○「子供と地域を元気にする余裕教室の活用～余裕教室の活用事例～」

(平成 30 年 1 月, 文部科学省)

[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2018/01/30/1286105\\_5.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/01/30/1286105_5.pdf)

以上

**【本件担当】**

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部  
施設助成課振興地域係 飯名, 山下, 神

電 話 : 03-5253-4111 (内線 2464)

E-mail : [sisetujo@mext.go.jp](mailto:sisetujo@mext.go.jp)